第二十六条を次のように改める。

（標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十六条　標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一　第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十七条の五及び第二百二十四条から第二百三十条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二　第六章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額

第四十二条中「当該」を「その」に改め、「（平成十九年内閣府令第五十二号）」を削る。

第四十三条第二項中「当該」を「その」に改める。

第五十四条の次に次の二条を加える。

（重要な出資のエクスポージャー）

第五十四条の二　標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（令第四条第四項第三号に規定する出資をいう。）（次項及び第百五十六条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（第二条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第百五十六条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（第二条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第五十四条の三　標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第八条第十項第一号に規定する特定項目をいう。第百五十六条の三において同じ。）のうち第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

第五十七条に次の二項を加える。

5　標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たっては、ＣＶＡの影響を勘案してはならない。

6　前項の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてＣＶＡの影響を勘案することができる。

第五十七条の四第二項中「この条、第五十七条の四の三第十一号及び第百三十六条第七項において」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第五十七条の四第五項を次のように改め、同項を同条第六項とする。

5　標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する実効ＥＰＥとする方法を使用することができる。

一　ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効ＥＰＥに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額

二　次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ　アドオン＝Ｅ［max（ΔMtM，０）］

Ｅ□は、□内の期待値

ΔMtMは、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ　マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ　マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

第五十七条の四第四項中「当該相手方」を「当該取引相手方」に、「次項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

第五十七条の四第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　標準的手法採用行は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効ＥＰＥ又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した実効ＥＰＥのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

第五十七条の四に次の五項を加える。

7　前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　日々の値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット　次のイからニまでに掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ　レポ形式の取引のみから構成されるネッティング・セット（ロ又はハに該当するものを除く。）　五営業日

ロ　流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット　二十営業日

ハ　算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット　二十営業日

ニ　イからハまでに掲げるネッティング・セット以外のネッティング・セット　十営業日

二　Ｎ日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット　Ｆ＋Ｎ－１

Ｆは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8　前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。